

## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの概要

① 利用者は、入力支援サービスに接続し、必要事項を入力  
 ※ 入力時に各項目の説明を表示  
 ※ 誤入力や未記入の項目があればエラーメッセージを表示

**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る  
入力支援サービス**

**[利用者]**



② 利用者は、①で作成した帳票を印刷  
 ※ 印刷時には本サービスを利用した旨の表記が自動出力  
 ※ 帳票提出時に添付資料が必要な場合には、チェックシートを出力

③ 利用者は、②で印刷した帳票に、必要に応じて添付資料を添えて労働基準監督署に提出

**(効果)**

- ・帳票作成時に、入力支援を行うことにより、利用者の利便性が向上
- ・帳票作成時に、形式化審査を行うことにより、労働基準監督署の審査業務が効率化



**(ポイント)**  
 公開する帳票の様式に、  
 入力内容の形式審査の  
 機能を実装

**[労働基準監督署]**



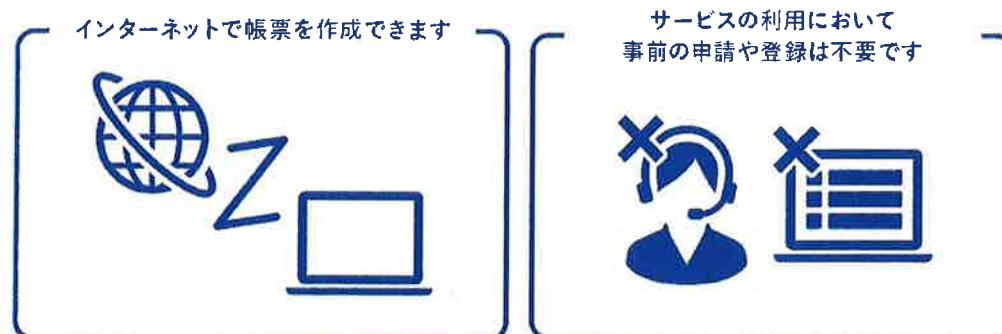
④ ③の帳票を受付し、  
 所要の審査を行った後  
 [受理]

事業主の皆さんへ

# 労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（※2）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。



## Webブラウザ要件

- Internet Explorer
- Microsoft Edge
- Google Chrome

## OS要件

- Windows10
- Windows8.1

## 対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

入力支援サービスへのアクセス方法はこちら

- 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311（内線329）

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部 03-5253-1111（内線5482、5498）



厚生労働省労働基準局

# 帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

過去に作成・保存（※3）した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

• 労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

参照 帳票入力データの読み込み

帳票イメージ

① 労働保険番号  
都道府県（必須）  
入力項目の説明▲

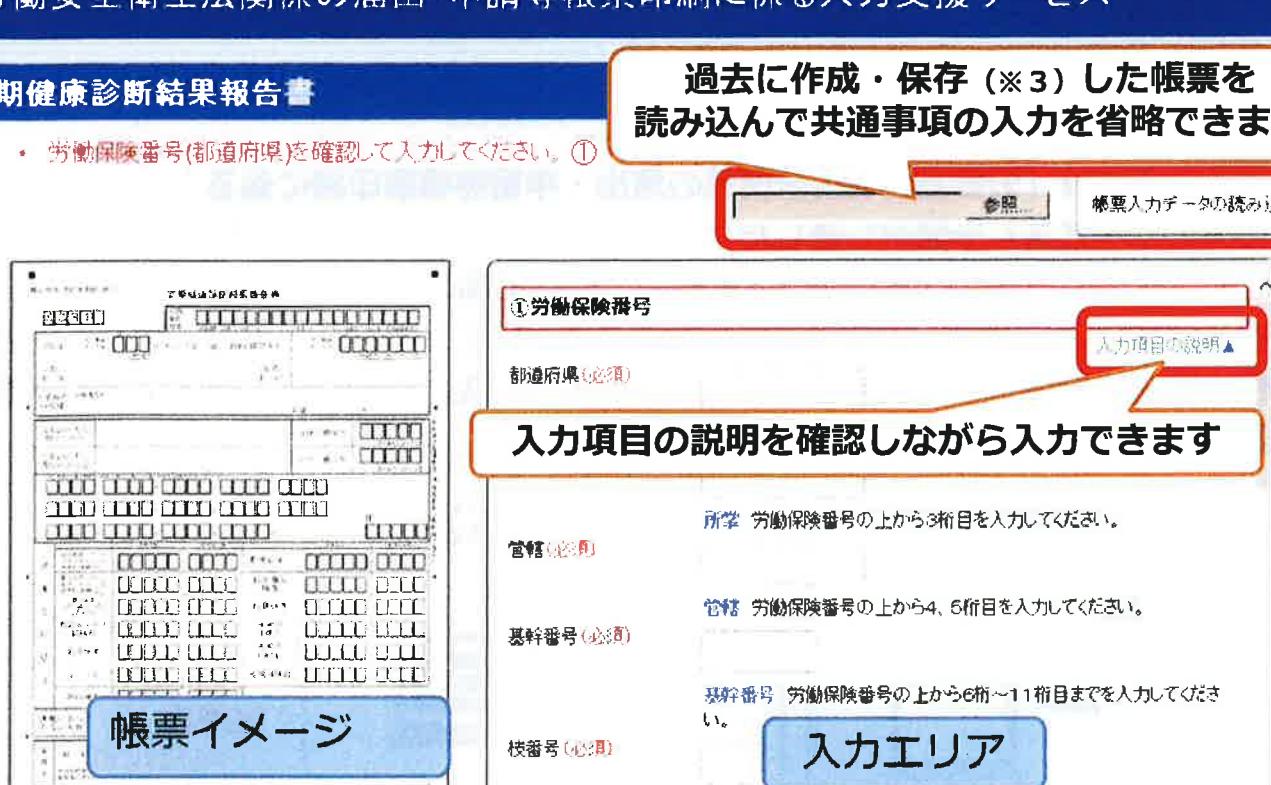
入力項目の説明を確認しながら入力できます

所掌 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。

管轄（必須）  
基幹番号（必須）  
枝番号（必須）  
管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。

基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

入力エリア



② 対象年

対象年（必須）  
元号 年  
9: 令 ▼  
月 月分 報告回数  
( ) ～月 ( ) 月分 ( ) 報告 ( ) 回目

③ 健診年月日

健診年月日（必須）※西暦で入力する

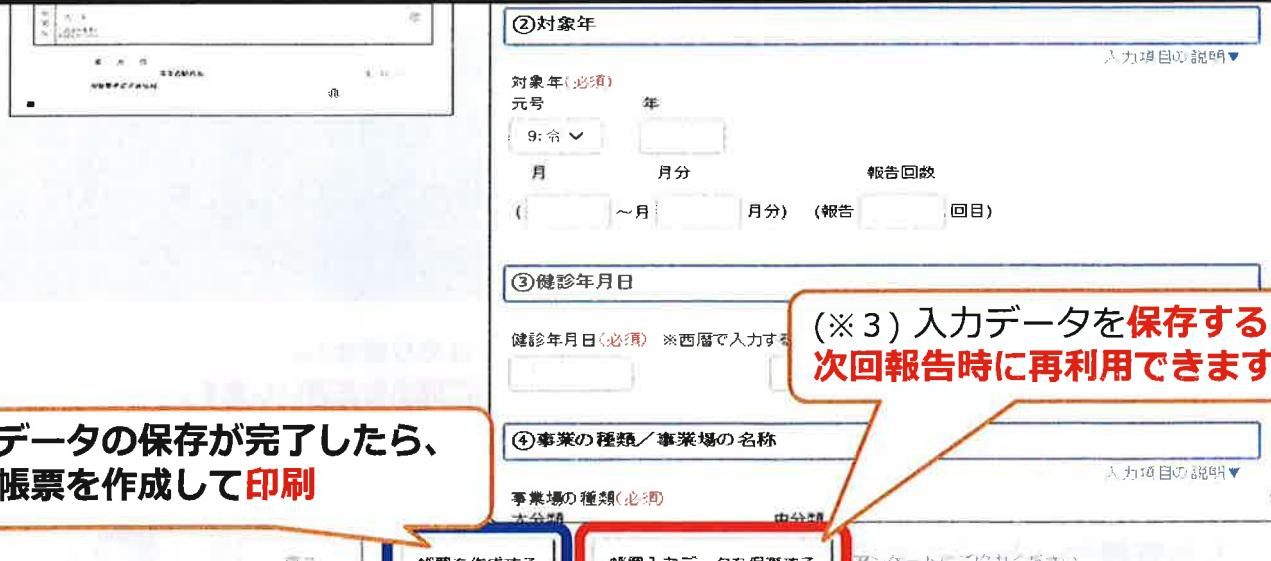
④ 事業の種類／事業場の名称

事業場の種類（必須）  
大分類 中分類  
入力項目の説明▼

（※3）入力データを保存すると次回報告時に再利用できます

データの保存が完了したら、帳票を作成して印刷

戻る 帳票を作成する 帳票入力データを保存する アンケートにご協力ください



- 入力項目の説明を確認しながら入力できます。
- 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。（※4）  
(※4) 誤りなどを修正してから印刷が可能になります。
- 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認もお願いします。（※5）  
(※5) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。